



## 民法編 「後見」

弁護士 丸谷 誠

### 第3回 成年後見制度について①

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が不利益を受けないように家庭裁判所に申立をして、援助してくれる人（後見人、保佐人などと言います。）を付けてもらう制度です。

平成25年における成年後見事件の申立件数（成年後見制度を利用するために裁判所に申立てた件数）は、全国で約3万5000件、平成25年12月末時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者は合計176,564人であり、増加傾向にあります。

大切な家族や自分自身を消費者被害から守るためにも、是非とも知ってほしい制度です。制度の内容や手続きの流れ、どのような場合に後見制度が利用できるのか、自分が後見人として家族をサポートすることになった場合にどのようなことをするのかなど、詳しく説明をしたいと思います。

#### 成年後見制度について

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」はさらに、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つの種類があります。他方、「任意後見制度」は、将来、判断能力が衰えた時に備えて、自分を援助してくれる人や、援助してくれる内容を公正証書であらかじめ決めておくことができる制度です。「法定後見制度」を自分の家族を守る方法として、「任意後見制度」を将来の自分を守る方法として位置付ければ、身近な問題として考えられるのではないのでしょうか。

成年後見制度	
法定後見制度	任意後見制度
後見・保佐・補助 ※本人の判断能力の程度	任意後見契約 ※本人が将来に備えて

#### 法定後見制度の内容について

##### 【後見】

精神上的障害（知的障害、精神障害、重度の認知症など）により、ほとんど自分で法律的な判断ができない人を対象としています。後見人は、本人の財産の管理や財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。本人が自ら行った法律行為（契約など）は、日常の買い物などを除いて、取消すことができます。

## 【保佐・補助】

後見の場合よりも軽度で、法律で定められた一定の重要な法律行為について援助が必要な方を対象としています。本人の財産を管理するという点では、後見と共通していますが、本人による法律行為が原則として認められている点が後見と異なります。保佐人が取消することができる法律行為は法律に定められた「重要な法律行為」に限定されていますし、補助人については、さらにその一部についてのみ取消が認められています。

3つの制度について説明しましたが、後見を利用される事例が圧倒的に多いようです。各制度の詳しい説明は次回に譲ることとします。

### 任意後見制度

任意後見制度は、本人が契約をするのに必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になった時に自分を援助してくれる人（任意後見人といいます）や援助の内容を、自ら事前の契約（任意後見契約といいます）によって決めておく制度です。

たとえば、今は元気で自分でなんでも決められるけど、将来、認知症になった時に不安を感じているような場合に、将来を見越して任意後見契約を結んでおき、判断能力に自信がなくなったら、契約通りの後見をスタートさせることができます。

### 財産管理委任契約

これまで説明した後見制度とは異なりますが、同じような効果が得られるものとして、財産管理委任契約というものがあります。「委任する人」と「委任をされる人」の合意のみで、内容を自由に決めることができます。後見制度との大きな違いは、後見制度が判断能力の低下があった場合に利用できるものであるのに対し、財産管理委任契約は、判断能力の低下がなくても利用ができます。そのほか、死後の処理も依頼できるなど、後見制度にないメリットもあります。

このように「後見制度」と一口に言っても、いろいろな制度がありますので、状況に即した方法を選択していくことが重要になってきます。今回は、制度の概要を説明いたしましたが、次回は、各制度の詳しい内容、具体的な手続きの流れ、メリット・デメリットなどについて、具体的な事例を通してお話をしたいと思います。

